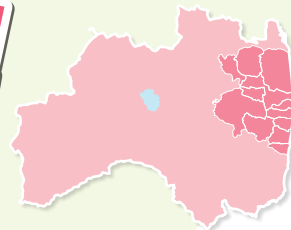


福島県 12市町村 移住支援金 (令和5年度)

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

ふくしま12市町村は、 あなたのチャレンジを 応援します!



支援
金額

一定の要件を満たす場合に

世帯

最大 **200万円**

単身

最大 **120万円**

●子育て加算

令和5年4月1日以降に、東京圏(条件不利地域を除く)から、18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合、18歳未満の世帯員1人当たり最大100万円が加算されます。

を給付します。

※また、アイリスオーヤマ株式会社様との協定により、通販サイト「アイリスプラザ」で使用できる買い物ポイント「5万円相当」を進呈します。

申請
要件

県が定める要件をすべて満たす方で、審査の結果、支給が適当だと認めた場合に支給します。

主な要件

- ①12市町村に住み票を移す直前に、連続して3年以上福島県外に在住していた方。
- ②仕事上の異動や出張ではなく、自らの意思で12市町村に令和3年7月1日以降に転入した方で、その後5年以上継続して居住される方。
- ③就業している方(週20時間以上の無期雇用)、もしくは自ら事業を営む方で、自らの資金で12市町村内に住居を確保している方。

支給対象
簡易check



なお、下記の方は給付の**対象外**となりますのでご了承ください。

- ①住民票を移していなかったものの、令和3年7月1日以前に福島県内で生活の実態がある方。
- ②平成23年3月11日時点で12市町村に住み票の登録があった方。
- ③転入して3か月未満の方、もしくは1年以上経過している方。

申請
期限

◆令和5年度の申請期間は
令和6年1月26日(金)までです。

(転入後3か月以上1年以内に申請してください)

※申請～支給までの流れは裏面 →

注意

要件に該当しなくなった場合、支援金を返還していただくことがあります。

詳細は、福島県避難地域復興課のHPをご覧ください▶<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

お問い合わせ

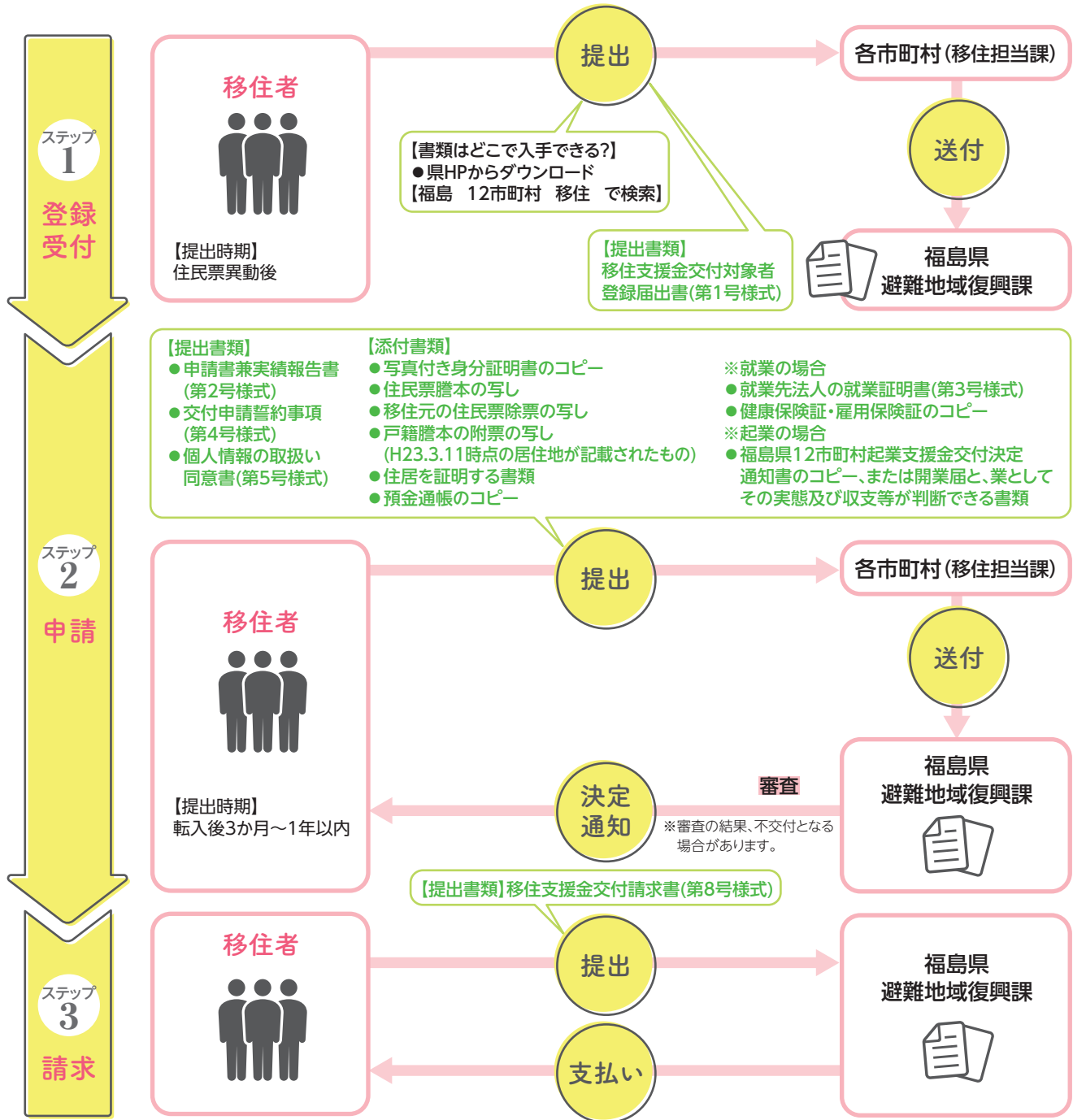
福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター

TEL 0570-057-236(年末年始を除く、平日9時～17時)

contact@12shien.fukushima.jp



福島県12市町村移住支援金の手続き



よくある質問

Q

令和3年7月以降に12市町村に住民票を移したら支援金はもらえるの?

A

令和3年7月以前に、12市町村内に居住の実態があった場合、支援金はもらえません。

Q

支援金はどのタイミングで振り込まれるの?

A

目安として、申請書を受理してから4か月程度です。

Q

個人事業主として営業しているけど、移住支援金の申請には何が必要なの?

A

開業届と、業としてその実態及び収支等が判断できる書類が必要です。

お問い合わせ

福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター TEL 0570-057-236

詳細・様式のダウンロード

福島県 避難地域復興課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

申請書等の提出先

各市町村移住担当課(各市町村にお問い合わせください)

